

過去に提出された最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案の概略

	提出者	設置	委員	答申方法	結果
昭和50年 第75回 (参議院)	佐々木静子 議員外1名 発議	(1条) 内閣に置く。	(4条) 21人をもって組織する。 (5条) 1 衆議院議長 2 参議院議長 3 最高裁判所長官 4 検事総長 5 日本弁護士連合会の会長 6 最高裁判所が指名する裁判官 6人 7 日本弁護士連合会が指名する弁護士 6人 8 最高裁判所長官が指名する学識経験者 2人 9 日本弁護士連合会が指名する学識経験者 2人	(11条) 1 委員会は、最高裁判所長官の候補者に係る諮問については二人以内の候補者の氏名を挙げて、最高裁判所判事の候補者に係る諮問については任命予定者の数の二倍以内の数の候補者の氏名を挙げて、答申するものとする。 2 委員会は、答申をするに当たっては、候補者として適当と認めた理由を付記しなければならない。 3 委員会は、答申書に答申と異なる意見の併記を求めることができる。 4 委員会は、答申後速やかに、 <u>第一項の候補者の氏名及び第二項の理由を公表しなければならない。</u>	第75回国 会終了に伴 い廃案
昭和54年 第87回 (衆議院)	横山利秋議 員外5名提 出	同上	(4条) 20人をもって組織する。 (5条) 1 衆議院議長 2 参議院議長 3 最高裁判所長官 4 検事総長 5 日本弁護士連合会の会長 6 最高裁判所が指名する裁判官 5人 7 日本弁護士連合会が指名する弁護士 5人 8 <u>内閣が指名する学識経験者 2人</u> 9 日本学術会議が指名する学識経験者 3人	(10条) 1 委員会は、最高裁判所長官の候補者に係る諮問については二人以内の候補者の氏名を挙げて、最高裁判所判事の候補者に係る諮問については任命予定者の数の二倍以内の数の候補者の氏名を挙げて、答申するものとする。 2 委員会は、答申をするに当たっては、候補者として適当と認めた理由を付記しなければならない。 3 委員は、答申書に答申と異なる意見の併記を求めることができる。 4 委員会は、答申後速やかに、 <u>その答申の内容を公表しなければならない。</u>	第87回国 会終了に伴 い廃案
昭和54年 第89回 (衆議院)	横山利秋議 員外5名提 出	同上	同上	同上	第91回国 会終了に伴 い廃案
昭和55年 第93回 (衆議院)	稲葉誠一議 員外5名提 出	同上	同上	同上	第100回 国会終了に 伴い廃案